

令和２年度環境部主要事業について

[環境政策課]

1 地球温暖化対策

- (1) 「エコハウス促進総合補助金」により市民の省エネ・創エネ・蓄エネ対策を総合的に支援する。あわせて公共施設等の低炭素化を促進していく。
- (2) 地球温暖化対策のための国民運動「クールチョイス（賢い選択）」の啓発を継続する。

2 柏市生きものの多様性プラン推進

- (1) 柏市生きものの多様性プランの改訂を行う。
- (2) 市内の自然環境の保全及び活用を促進するため、「谷津保全事業」「増尾の森整備・活用事業」「柏の自然と生きものの講座」の各事業を継続する。

3 放射線対策

- (1) 市による空間放射線量の測定等
市内全域の主要道路・通学路を測定し、その公表を行うほか、要望に応じて民有地の空間放射線量の訪問測定を行い、対策に関する相談に応じる。
- (2) 自主的な空間放射線量の確認支援等
自らの手で放射線の状況を確認したいとのニーズに応えるため、空間放射線量測定器の市民への貸し出し、町会・自治会等の測定や除染作業の支援を継続する。

4 公害対策

- (1) 大気（PM_{2.5}、光化学スモッグ）・公共用水域等の水質の監視を継続する。また、特定施設（工場・事業所）等の立入り検査を行い、公害等につながる過剰な環境負荷の発生がないかを確認する。
- (2) 土壌汚染に係る事案が発生した場合に備えて、適切に対応できる体制の整備を行う。
- (3) 「合併処理浄化槽設置奨励補助金」の支給を継続し、市民の浄化槽設置の補助を行う。

〔廃棄物政策課〕

1 ごみ出し困難者支援収集の開始

10月1日から、ごみ出し困難者支援収集を開始し、支援が必要な方の御自宅から、ごみや資源品を直接収集することにより、ごみ出しが困難な方への支援を行う。

2 草木ごみの分別収集の解消

実証実験を行い、草木ごみに係る焼却灰の放射能濃度が自主基準値を超えることなく、安定した処理の確認ができたため、10月1日から草木ごみを「不燃ごみ」の日から「可燃ごみ」の日の収集に変更する。

3 第二期家庭ごみ収集業務委託の実施

本市では、平成14年以降に家庭ごみの収集業務に携わる現業労働職員を採用していないため、その欠員を補充し、安定的な家庭ごみの収集を維持するため、平成27年10月に、第一期家庭ごみ収集業務委託を実施した。これにより、現在、不燃ごみ収集で車両10台相当、また、可燃ごみ収集で車両6台相当の業務を、民間事業者に委託している。第一期家庭ごみ収集業務委託は、令和2年9月30日に終了となるが、当該収集業務に欠員が発生していることから、新たに10月1日より第二期家庭ごみ収集業務委託を実施する。第二期家庭ごみ収集業務委託は、不燃ごみ収集で車両10台相当、可燃ごみ収集で車両16台相当となる。

4 3R行動の普及・促進

(1) 家庭系ごみの減量

食品ロス抑制対策や、ざつ紙類の資源化の徹底を中心に、ごみ減量広報紙や市ホームページを通した市民のごみ減量意識の高揚を図る。また、容器包装プラスチック類（プラスチック系ごみ）をはじめとした分別指導について、転入者対策を中心に強化し、ごみの適正排出を推進する。

(2) 事業系ごみの減量

市内事業系ごみの排出状況を分析し、コスト意識に訴えかけたごみ減量の指導・啓発を行う。また、事業系ごみ減量の規範となるため、市役所の紙ごみの資源

化の徹底によるごみの削減に取り組み，市内事業所に対してごみ減量モデルとして紹介する。

5 柏市リサイクルプラザ長寿命化工事

廃棄物の安定的な処理の実現と，施設のライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化工事を昨年度から行っている。

昨年度から令和2年度にかけプラント設備の大規模な更新工事を行い，令和2年度から令和3年度にかけて建築工事等を行う。

6 北部クリーンセンター長寿命化事業

北部クリーンセンターの稼働は当初，平成33年度（令和3年度）までとしていたが，稼働の延長について令和23年度までの稼働を地元町会と合意が取れたため，今年度より長寿命化事業について事業を進めていく。

[環境サービス課]

1 ごみの適正排出の向上と周知

(1) ごみ出しカレンダーの作成及び配布

近隣センター等のカレンダーの置き場の省スペース化及び町会の負担削減に配慮し，今年度からカレンダーを二つ折りにし配布した。今後も，市民から寄せられる意見や要望を集約，検討し，次年度のごみ出しカレンダー作成に反映させていく。

(2) 柏市ホームページリニューアル

令和2年度のホームページ更新作業にあたり，市民からの問い合わせが多いごみの分別や出し方について，市民ニーズに沿った最適な案内が出来るよう，プロポーザルに参画，担当課と連携し構築を進めていく。また，既存のごみ出しアプリ「さんあ〜る」との併用について，検討を行う。

2 環境美化

(1) 不法投棄対策

市民や土地所有者，行政機関等で構成される不法投棄対策協議会や警察と連携した投棄者の検挙，パトロールと防止カメラ，看板の設置等による抑止力を強化

し、不法投棄されない環境を作り、未然防止を図る。

(2) ばい捨てごみ対策

路上喫煙等防止パトロールの強化や、ごみが多く散乱する駅周辺の定期的な清掃委託、また、美化サポーターや町会等の市民の方々の自主的な清掃活動等の協力を得ながら、環境美化推進に努める。

3 一般廃棄物（し尿）処理手数料

(1) ペイジーでの支払対応

これまで各出張所、指定金融機関での支払、口座振替で同手数料の徴収を行ってきたが、今年度第3期分（12月中旬発送分）から、ペイジーでの支払にも対応する。

[北部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 草木の分別収集の継続、焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施する。（令和2年9月30日まで）
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[南部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 令和2年9月末まで草木の分別収集および焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施した。
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

2 ごみ出し困難者支援収集の開始

10月1日から、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方を支援するごみ出し困難者支援収集を開始。支援が必要な方の玄関先まで伺い、ごみや資源品を直接収集することにより、ごみ出し支援を行う。

〔産業廃棄物対策課〕

1 産業廃棄物不適正処理監視事業

- (1) 監視パトロールにより，パトロールしていることを周知するとともに産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を早期に発見し，未然防止または早期解決を図る。また，冬季にはドローンを活用した上空からの監視パトロール（スカイパトロール）を実施する。
- (2) 不適正堆積等を行う行為者等に対し，産業廃棄物の搬出及び適正処理の指導等を行う。

2 産業廃棄物処理業者指導監督事業

- (1) 産業廃棄物処理業の許可時及び産業廃棄物処理施設の設置審査時において厳正な審査を行い，特に欠格事由に該当する場合には不許可処分を行う。
- (2) 許可施設の維持管理状況確認及び指導のため立入検査を実施する。
- (3) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の徴収を行う。

3 使用済自動車処理業者指導監督事業

- (1) 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業の登録審査を行う。
- (2) 使用済自動車の解体業及び破碎業の許可審査を行う。
- (3) 使用済自動車の解体業者等の事業場への立入検査を実施する。

4 P C B 廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業

- (1) P C B 廃棄物を保管している事業者等から保管及び処分の状況に関する届出の受付等を行う。また，保管を行っている事業場等への立入検査を行う。
- (2) P C B 含有電気機器等を保有する事業者への法定届，適正処理の指導を行うとともに，未確認事業者への調査を継続する。併せて，安定器を対象とした保有調査を実施する。

5 土砂等の埋立等の規制条例に基づく事業

- (1) 計画協議時，許可申請時等の厳正な審査を行う。
- (2) 監視パトロールにより土砂運搬が届出どおりに行わ

れているか等，適正に埋立事業が行われているかを確認し，違反行為者に対しては，是正指導を行う。

- (3) 監視パトロール及び完了検査時等に，計画に沿った埋立構造か，周辺状況に問題ないか等を確認し，適宜指導を行う。